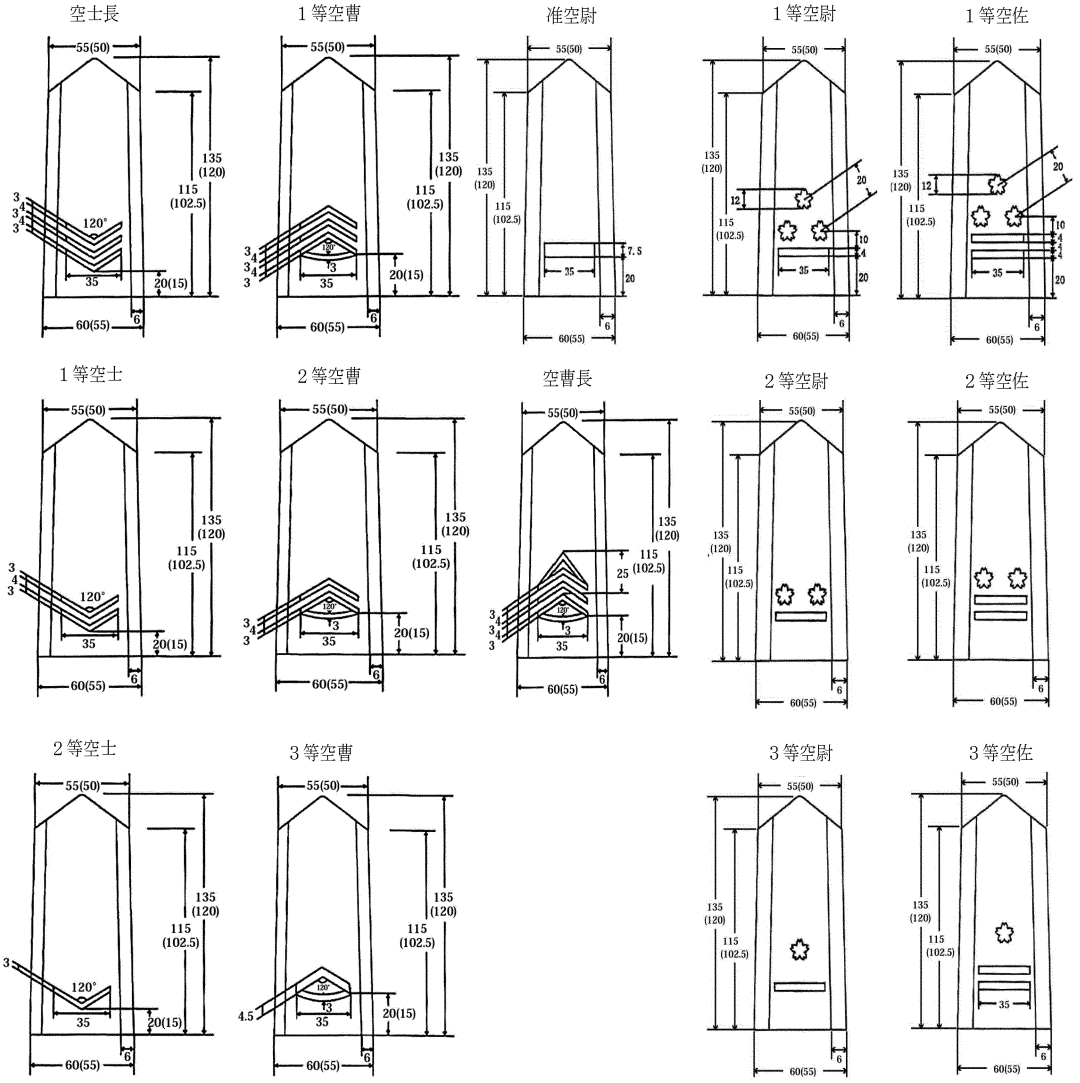
別表第四の図㈡脚はんの図を削り、階級章の図を次のように改める。

階　級　章

（女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。）



附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

1　この省令の施行の際現に航空自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第四㈡の規定による冬服上衣、女性第一種冬服上衣、女性第二種冬服上衣、冬服ズボン、女性冬服スカート、夏服上衣、女性第一種夏服上衣、女性第二種夏服上衣、夏服ズボン、女性夏服スカート、正帽、女性第一種正帽、女性第二種正帽、帽日おおい、ワイシャツ、女性ワイシャツ、ネクタイ、女性第一種ネクタイ、外とう、女性外とう、短靴、女性第一種短靴、女性第二種短靴、飾緒、帽章、階級章、ベルト及び脚はんは、それぞれ改正後の自衛隊法施行規則別表第四㈡の規定にかかわらず、なお当分の間、これを用いることができる。